

ヤングケアラー及び児童虐待防止に関する講演会のご案内

「家事や家族の世話などを行っている子ども(ヤングケアラー)のサポート体制への推進」のため、「ヤングケアラー」を広く知っていただけるよう、ヤングケアラー経験者の方を招いた講演会を開催します。

また、児童虐待防止の取り組みとして、予防から地域支援までトータルな視点に立ち、地域全体で子どもを守る仕組みづくりについて、専門家の方を招いた講演会も同時に開催します。

お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

日 時 11月7日(土)午後2時～(開場:午後1時30分)

場 所 市役所2階 D会議室

講 師 **第1部** 「ヤングケアラーを知ろう ～当事者の声から、私たちにできることを考える～」
一般社団法人ケアラーワークス 理事 友田 智佳恵 氏

プロフィール

小学6年生の時に母が脳卒中で倒れ、身体介護や精神的サポートを担うヤングケアラーとなる。当時は自覚なく、家族のためになりたい思いから学生時代を過ごす。現在は子育てと介護のダブルケアラーとして、全国の講演会や研修会で自身の経験と想いを語りながら、全世代ケアラー支援に携わっている。



第2部 「児童虐待 ～予防・防止・対策・対応、その先へ～」

NPO法人CAPNA 理事 忠平 守 氏

プロフィール

名古屋市に40年間勤務し、主に児童福祉業務に従事。児童虐待防止の第一線で活動してきた経験をもとに、現在はあいち子ども食堂ネットワーク代表として、困難な環境にある子どもたちの支援に携わるとともに多治見市民生児童委員協議会会長として地域の子ども・家庭支援を推進している。



対 象 どなたでもご参加いただけます。(事前申込みは不要) **定 員** 100人程度

問 子ども福祉課 ☎444・3173

名古屋法務局津島支局からのお知らせ

不動産を相続したら必ず相続登記！

◆土地・建物を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。

◆令和6年4月より前に相続した場合も、相続登記がされていないものは、令和9年3月31日までに手続が必要です。

◆相続登記について、まずは専門家に相談してみませんか？

名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所
(予約制)



あなたが書いた遺言書、法務局がお預かりします

◆法務局に遺言書を預けると

- ・改ざんや紛失などの心配がありません。
- ・法務局職員が、民法で定められた書き方(形式的要件)を確認します。
- ・申請時に3,900円を納めるだけで保管できます。
- ・裁判所の検認手続が不要です。
- ・遺言者ご自身が亡くなったとき、法務局に遺言書を預けてあることを、希望した方に通知できます。

◆法務局の「自筆証書遺言書保管制度」
をぜひご利用ください！



相続・遺言に関する手続について詳しくは名古屋法務局ウェブサイトをご覧ください。